



第29週の発生動向(2006/7/17~2006/7/23)

1. 水痘については、むつ保健所管内で新たに**注意報**が出されました。
2. ヘルパンギーナについては、**警報**が青森(第28週)弘前(第26週)むつ保健所管内(第28週)で継続し、五所川原保健所管内で**新たに**出されました。
3. 流行性耳下腺炎については、上十三保健所管内で第24週から**警報**が、継続しています。
4. インフルエンザについては、例年になく、八戸、上十三およびむつ保健所管内において、患者報告数がやや多い状態が続いており、引き続き注意が必要です。迅速診断キットにより、むつ保健所管内ではA型:1件、B型:37件が報告されています。

第29週五類感染症定点把握

保健所名	青森		弘前		八戸		五所川原		上十三		むつ		青森県計		増減数 (前週からの増減)	定点数						
	疾患番号・疾患名	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数		定点	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ
(72) インフルエンザ	1	0.07			31	2.21			34	3.78	38	6.33	104	1.60	-54							
(60) 咽頭結膜熱	13	1.44	2	0.22	4	0.44	2	0.40	2	0.33	4	1.00	27	0.64	-6							
(61) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2	0.22	5	0.56	3	0.33			9	1.50	1	0.25	20	0.48	-14							
(62) 感染性胃腸炎	15	1.67	13	1.44	4	0.44	2	0.40	4	0.67	16	4.00	54	1.29	-14							
(63) 水痘	11	1.22	7	0.78	23	2.56	6	1.20	14	2.33	16	4.00	77	1.83	4							
(64) 手足口病	1	0.11	1	0.11	1	0.11			3	0.50			6	0.14	-3							
(65) 伝染性紅斑	6	0.67	1	0.11	6	0.67	1	0.20			1	0.25	15	0.36	-34							
(66) 突発性発しん	4	0.44	3	0.33	3	0.33	1	0.20	7	1.17	6	1.50	24	0.57	5							
(67) 百日咳															0							
(68) 風しん															0							
(69) ヘルパンギーナ	56	6.22	49	5.44	15	1.67	46	9.20	24	4.00	43	10.75	233	5.55	-3							
(70) 麻疹(成人を除く)															-2							
(71) 流行性耳下腺炎	3	0.33	18	2.00	11	1.22	3	0.60	39	6.50	6	1.50	80	1.90	-9							
(73) 急性出血性結膜炎															0							
(74) 流行性角結膜炎	1	0.50			1	0.50	4	4.00	3	1.50			9	0.82	-3							
(69) RSウイルス感染症	1	0.11											1	0.09	1							
(82) マイコプラズマ肺炎					1	1.00					4	4.00	5	0.83	-3							
																青森	14	9	5	2	1	
																弘前	15	9	6	3	1	
																八戸	14	9	5	2	1	
																五所川原	7	5	2	1	1	
																上十三	9	6	3	2	1	
																むつ	6	4	2	1	1	
																合計	65	42	23	11	6	

■は警報 ■は注意報 「空欄」:患者発生数0

表 以外の感染症法対象疾患 (18年計には、今回届出された人数を含む)

- (14) 腸管出血性大腸菌感染症(三類全数把握疾患) むつ保健所管内:2人 (18年計 17人)
(29) つつが虫病(四類全数把握疾患) 弘前保健所管内:1人 (18年計 18人)

感染症の窓

動物由来感染症

7月上旬、青森県では、ふれあい体験を行う牧場を感染源とした腸管出血性大腸菌O157による集団感染が発生しています。動物との正しい触れ合い方を身に付け、感染症にならないように注意が必要です。

動物に由来する主な感染症には、次のような疾患があります。()内:原因と考えられる動物等。

(黄色字は平成11年以降、本県において報告のあった感染症です。)

鳥が媒介する感染症: オウム病(飼育鳥の排泄物に含まれる菌体の吸入)、高病原性鳥インフルエンザ(感染したニワトリ等との濃厚な接触によりヒトに感染)。

ダニ、蚊等が媒介する感染症: つつが虫病(オリエンチアツツガムシを保有するダニ等)、ライム病(マダニ等)、日本紅斑熱(マダニ)、野兔病(マダニ、アブ等)、日本脳炎(コダカアカイエカ等)、ウエストナイル熱(アカイエカ等)、マラリア(ハマダラカ等)、デング熱(ネッタイシマカ等)、黄熱(黄熱ウイルスに感染した蚊等)。

ブタ、ウシ、ネコ等が媒介する感染症: ラッサ熱(ネズミ等)、腸管出血性大腸菌感染症(ウシ、井戸水又は患者等の便「及びこれらに汚染された食品」)、エキノコックス症(キタキツネ等)、E型肝炎(調理不十分なブタ、シカ、イノシシの肉等)、Q熱(ウシ、ヤギ、ヒツジ、ネコ等)、狂犬病(狂犬病罹患動物による咬傷やひっかき傷等)、皮膚糸状菌症(仔犬、ウサギ、ハムスター等)、レプトスピラ症(ドブネズミなどの尿)。

【注意事項】

動物の口や爪の中には細菌やウイルスなどがいる場合もあるので、**口移しの餌やり、ペットとのスプーンの共用など過剰な接触は避けるべき**です。

動物自体は病気にならない微生物であっても、ヒトにとって病気を引き起こす病原体があるので動物に触った時は、**必ず手を洗いましょう**。また、飼っている動物の、小屋や鳥かご、げっ歯類の**敷物、水槽などはよく掃除をし、清潔を保ちましょう**。

鳥やハムスターなどの糞便に直接、触れたり吸い込んだりしないよう気をつけ、**糞尿は速やかに処理**することが大切です。動物が排泄を行いやすい砂場での砂遊び、庭の草とりや土いじりをした後は、**充分に手を洗いましょう**。